

新型コロナウイルス感染症（追加措置の発表）

1 9月6日、チリ保健省は、新型コロナウイルス感染防止のための追加措置を発表しました。その概要は以下のとおりです。

・独立記念日（9月18日）にかかると連休の際の外出規制について

9月18日（金）～20日（日）に外出する際には、Comisaria Virtualのサイトを通じて外出許可証(Permiso)の取得が必要になります。その有効時間は6時間です。同許可証を利用して会合の実施が可能（屋内5人・屋外10名が上限）。ただし、段階的規制緩和計画の第一段階（義務的自宅待機措置）にある地域の住民はそもそも同許可証の申請をすることができません。

2 9月7日時点で、チリ国内では424,274名（死亡者11,652名）のコロナウイルス感染者が確認されています。夜間外出禁止令や義務的自宅待機措置に従い、自宅待機を行うとともに、引き続き、最新の関連情報を報道や下記ホームページ等で収集し、感染予防に努めて下さい。万が一、警察による検問、医療機関等で隔離されるなど援護が必要な場合は在チリ大使館までご連絡ください。

<情報参考 HP>

・チリ保健省

<https://www.minsal.cl/>

・チリ保健省（チリにおけるコロナウイルス感染者数）

<https://www.minsal.cl/nuevo-coronavirus-2019-ncov/casos-confirmados-en-chile-covid-19/>

・チリ政府（コロナウイルス関連）

<https://www.gob.cl/coronavirus/>

・厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

・法務省ホームページ

<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html>

・外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

・当館ホームページ

https://www.cl.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html